

令和 8 年度

保育園入園のご案内



岡 崎 市

令和8年度 保育園入園のご案内

も く じ

■ 保育園とは	2
■ 認定について	2
■ 保育が必要な事由	3
■ 保育時間について	4
■ 申込みできるかた	4
■ 申込みの手続きから入園の承諾まで	5～9
■ 入園申込みに必要な書類	10～11
■ 保育料等の利用者負担額について	11
■ 保育料等一覧表	12～13
■ 保育料の軽減について	14
■ 保育園等一覧表	15
■ 入園後の手続き	16
■ 子育て支援センターのご案内	17
■ よくあるQ & A	18

岡崎市保育課ホームページ

入園申込受付に変更等が生じる場合は市ホームページにてお知らせします。最新情報を必ず市ホームページで確認してください。



<参考>クラス年齢早見表（令和8年度）

クラス年齢	子どもの生年月日	クラス年齢	子どもの生年月日
0歳児	令和7年4月2日以降の生まれ	3歳児（年少）	令和4年4月2日～ 令和5年4月1日生まれ
1歳児	令和6年4月2日～ 令和7年4月1日生まれ	4歳児（年中）	令和3年4月2日～ 令和4年4月1日生まれ
2歳児	令和5年4月2日～ 令和6年4月1日生まれ	5歳児（年長）	令和2年4月2日～ 令和3年4月1日生まれ

■保育園とは

保育園とは、保護者が仕事をしていたり、病気にかかっていたり、又はその他の理由で保育が必要な場合に、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、保育園への入園は学校教育の一環として位置づけられている幼稚園への入園とは異なります。申込みをされるかたは、このパンフレットをよくご覧になって手続きをしてください。

次の施設の利用を希望するかたも同じ申込み手続きとなります。

- ・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）の2・3号認定
- ・小規模保育事業所（0～2歳児を対象とした少人数（定員最大19名）の保育施設）

■認定について

- ・保育園の利用には、保育が必要な事由に応じた認定を受ける必要があります。
- ・認定を受けた方には「支給認定証」が交付されます。

▶認定区分

認定区分	対象となる子ども
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども（※）
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども（※）

※ 詳しくは、保育が必要な事由（P3）をご参照ください。

▶保育の必要量に応じた区分

- ・2号認定又は3号認定を受けるかたは、保育の必要量によって「保育短時間（主にパートタイムの就労等を想定した8時間以内の利用）」と「保育標準時間（主にフルタイムの就労等を想定した11時間以内の利用）」に区分されます。
- ・保育必要量が1月において60時間以上120時間未満の労働等を常態とする場合に「保育短時間」の区分の認定を行うものとし、1月において120時間以上の労働等をするを常態とする場合に「保育標準時間」の区分の認定を行うものとします。

保育必要量	就労・従事時間
保育短時間	1月において120時間未満（下限時間60時間）
保育標準時間	1月において120時間以上

※ 保育必要量の認定によって保育料が異なります。（保育料等一覧表：P12・13）

■保育が必要な事由

事 由	具体的な保護者の状況	承諾期間
就 労	毎月60時間以上(目安:毎月15日以上かつ毎日4時間以上)自宅内外で労働することを常態としている場合。 ※内職は、収入要件(毎月30,000円以上)があります。 ※農業は、年間を通じて農作業があり農業としての収入があることが必要です。	入園の承諾開始日から子どもの小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	母親が出産前後である場合	出産予定日の8週間(多胎児の場合は14週間)前の属する月の初日以降から出産日の8週間後の属する月の末日まで
保護者の 疾病・障がい	保護者が病気、けが又は心身に障がいがあり、常に保育ができない場合	入園の承諾開始日から医師等の作成した診断書に記載されている期間(期間の記載がない場合は10月末日まで)で、最長1年
同居親族等の 介護・看護	疾病又は心身に障がいを有する同居親族等があり、保護者が常時(目安:毎月15日以上かつ毎日4時間以上)介護又は看護にあたっている場合 ※病院への送迎等では入園できません。	
災害復旧	災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあたっている場合	入園の承諾開始日から左の状態が継続すると見込まれる期間
就 学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学することを常態としていること、又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けていること(目安:毎月15日以上かつ毎日4時間以上)	入園の承諾開始日から在学証明書等に記載されている期間(1年ごとに更新)
保護者の 育児休業	育児休業取得時に3歳児クラス以上の子どもで保育園を利用しており継続して保育が必要な場合、又は小学校就学までに育児休業復帰し保育が必要となる場合 ※0～2歳児クラスまでは入園できません。 ※令和8年4月1日における年齢を基準とします(クラス年齢早見表:P1)。 ※育児休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)その他の育児休業に関する法律の規定による育児休業」をいいます。	勤務先から交付された育児休業の通知に記載されている終了期間の前月末(育児休業終了日が末日の場合は当月末日)まで
求職活動	就労する意志があり、求職活動に専念している場合	入園の承諾開始日から3か月以内(産前産後、就学、育児休業後は1か月以内)で左の状態が継続すると見込まれる期間 ※求職活動を事由として同一年度内に入園できるのは3か月が上限となります。

※「下の子に手がかるため」、「来年小学校へ就学するため」、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活に身をつけるため」、「友達がいないため」というような理由では入園できません。

※ 保育が必要な事由に該当しなくなった場合には退園していただきます。

■保育時間について

保育必要量の認定によって保育時間が異なります。

保育時間	保育短時間	午前8時～午後4時（平日）
		午前8時～午後0時30分（土曜日）
	保育標準時間①	午前8時～午後5時30分（平日及び土曜日） P15表中○マーク園は土曜日午後0時30分まで
	保育標準時間②	午前7時～午後6時（平日及び土曜日）

※ クラスを主体とした保育は、午前8時30分から午後4時までです。

※ 標準時間認定の場合でも原則的な保育時間は午後4時までとなり、必要な日に午後4時以降も利用できるものになります。

※ 保育が必要な事由が育児休業、求職活動の場合は、午前8時から午後4時のみ利用できます。

▶延長保育について

- ・保護者の勤務形態や恒常的な残業等やむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要なお子さんに対して、必要な日に限り延長保育を実施しています（延長保育料：P13）。就労証明書等の提出がない場合は利用できません。
- ・延長保育の利用は、事前に申込みが必要です。希望されるかたは、保育園にお問合わせください。

▶入園当初の保育時間

- ・初めて集団保育を経験されるため、生活環境の変化から疲労を感じるお子さんもいます。入園当初は相談のうえ、お子さんが保育園に慣れるため、短い保育時間から始めること（「ならし保育」といいます。）がありますのでご了承ください。

▶土曜日の保育について

- ・土曜日は、職員交替の勤務体制で保育園を開いていますが、ご両親のどちらかが土曜日が休日の職場に勤務されている等、可能な場合は家庭保育のご協力をお願いします。

▶休園日について

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
は全園休園日となります。

■申込みできるかた

生後6か月以上のお子さん（発達状況によります）のうち、次の①②を満たすかた

- ① 入園時点で岡崎市にお住まいで住民登録があるかた（申込時点で市外在住のかたは入園日時点の岡崎市内の住所が確定しているなど、岡崎市内に住所を有する予定が明らかな場合のみ申込可）
- ② 保護者が仕事や病気等の理由で保育が必要な事由（P3）を満たすかた

■申込みの手続きから入園の承諾まで

▶ 1次申込み（4月1日新規入園について）

- ・ **原則、電子での申込み**となります。
- ・ 求職活動を事由とする1次申込みはできません。求職活動が事由のかたは、2次申込みでお申込みください。
ただし、ひとり親世帯で児童扶養手当等を受給されているかた、令和8年4月末日までに就労開始すること
が決まっており内定先の証明の提出が可能なかたは、1次申込みができます。
- ・ 育児休業からの復帰で申込みされるかたについては、4月末日までに復帰し、4月1日入園を希望する場合に
1次申込みができます。ただし3～5歳児に限り、就園中に育児休業が終了し復帰する場合は、復帰時期を問わ
ず1次申込みができます。
- ・ 市内の保育園・こども園・小規模保育事業所から転園を希望されるかたは、在籍園に令和8年3月末日までに退園
する旨の退園届を申込期間中に提出してください。
- ・ 各種証明書類（就労証明書等・P10）に関しては、8月上旬頃から市ホームページからダウンロードできま
す。申込期間に間に合うよう、事前にご準備ください。

▶ 1次申込みの流れ

申込期間：令和7年9月17日（水）午前10時～令和7年9月26日（金）午後4時まで

- ・ 申込みのフォームは、市ホームページに掲載します（右QRコードから）。
 - ・ 各種証明書類（P10）を準備した状態でスマートフォンやパソコン等から申込みを
してください。
 - ・ 申込みできるのは1園のみですが、第6希望まで選択することができます。（※）
 - ・ 申込期間外での申請は受付できません。（市ホームページ）
- （※）・申込時の申請フォームに、入園先が決まらなかった場合の空待ちの希望について記入欄があります。
第1希望園とその他の市内全園のうち1園（計2園）で空待ちを希望するか記入できます。
令和8年2月末日までに空きが出た場合は、順にご案内します。



電子での申込みができない場合

- ・ 希望する園に以下の書類を取りに行くか、市ホームページからダウンロードし、すべての書類を
申込期間中に申込園に提出してください。
- ① 保育園・認定こども園等入園申込書
- ② 教育・保育給付認定申請書
- ③ 1次申込み意向調査票
- ④ 各種証明書類（P10・申込み前にご準備ください）
- ・ 提出される際は、同居家族のマイナンバーの確認を行いますので、同居家族全員のマイナンバーが
わかるものを持参してください。

選考・入園調整（10月上旬～11月中旬）

- ・ 申込多数の場合、選考となります。
- ・ 保育所利用調整基準（市ホームページ参照）により、保育が必要な状況を総合的に判断します
（申込内容の確認をする場合があります）。
- ・ 各園・クラスの選考有無は10月中旬に市ホームページで公表予定です。



- ・申込園に選考漏れしたかたは、第2～6希望園に利用調整されることがあります。
- ・選考の結果通知は、11月中旬頃に申込者全員に送付します。

面接予約期間（電話）
予約期間：令和7年11月17日（月）～令和7年11月18日（火）



- ・**選考で入園予定となったかたのみ**、面接の予約を行っていただきます。
- ・予約期間内に入園予定の園に電話で面接の予約をしてください。
- ・予約の受付時間は午前10時から午後4時です。

面接（11月下旬～12月中旬）

面接時の持ち物

- ・児童の健康状況等調査票（※）
- ・同居家族全員のマイナンバーがわかるもの
- ・母子健康手帳

面接の注意点

- ・各園で面接を行いますので、必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。
- ・期日までに面接が実施できない場合は、入園予定が取消しとなります。
- ・提出いただいた書類等を参考に、世帯の状況、保育が必要な状況及び児童の発達状況等を確認します。
- （※）・選考の結果通知に同封されています。面接時までに、記入をしたうえで持参してください。
- ・市のホームページからもダウンロードできます。

入園決定（2月上旬頃）

- ・入園が決定した場合、市から保護者宛に2月上旬頃「支給認定証」、「入所（園）承諾書」を交付します。

▶ 1次申込みにおける注意事項

- ・4月入園時点での保育が必要な事由（就労等）で申込みをしてください。以下に該当する場合、入園の申込みが無効、または利用調整の見直しによる入園予定の取消しとなることがあります。

- （1）申込締切後に、申込時に提出した証明書の就労先から転職等で就労先が変わってしまった場合
- （2）就労形態に変更があり、就労時間等に変更があった場合

ただし、以下の場合、必要書類を提出していただければ入園の申込みが無効にならない場合があります。

- ・申込時に就労しており、転職先に内定している場合

申込時に以下の①、②、③を提出。①、③のうち就労時間が短いほうで利用調整を行います。

- ・就労で申込み、申込後から入園までに転職予定となった場合（退職から再就職までが1か月未満に限る）

転職が決まり次第、①、②、③を入園予定の園（結果通知送付前の場合は保育課）に提出。

①、③のうち就労時間が短いほうで再度、利用調整を行います。

※必要書類 ①転職前の職場の就労証明書 ②転職前の職場の退職（予定）証明書 ③転職先の就労証明書

※再度利用調整を行った結果、入園予定の取消しとなることがあります。

※申込後に転職予定となった場合、退職から再就職までの期間が1か月以上ある場合は入園申込みが無効となります。なお、育児休業復帰予定の職場に復帰せず転職となった場合は、退職から再就職までが1か月未満であっても入園申込みが無効となります。

▶ 2次申込み（4月1日新規入園）について

- ・ 原則、電子での申込みとなります。
- ・ 1次申込みの入園調整後、空きのある園・クラスに申込みできます。
- ・ 1次申込みの結果、入園先が決まっているかたの2次申込みはできません。ただし、入園を辞退した場合は2次申込みができます。
- ・ 育児休業からの復帰で申込みされるかたについては、4月末日までに復帰し、4月1日入園を希望する場合に2次申込みができます。ただし3～5歳児に限り、就園中に育児休業が終了し、復帰する場合は、復帰時期を問わず2次申込みができます。
- ・ 2次申込みは、求職活動が事由のかたも申込みができます。
- ・ 市内の保育園・こども園・小規模保育事業所から転園を希望されるかたは、在籍園に令和8年3月末までに退園する旨の退園届を申込期間中に提出してください。

▶ 2次申込みの流れ

- ・ 1月初旬に2次申込対象園について「空き状況一覧」を市ホームページに公表します。
- ・ 空き状況一覧をご確認いただき、申込みしてください。

申込期間：1月初旬～中旬

- ・ 申込みのフォームは、市ホームページに掲載します（右QRコードから）。
- ・ 各種証明書類（P10）を準備した状態でスマートフォンやパソコン等から申込みをしてください。
- ・ 申込みできるのは1園のみですが、第6希望まで選択することができます。
- ・ 申込期間外での申請は受付できません。



（市ホームページ）

電子での申込みができない場合

- ・ 希望する空きのある園に以下の書類を取りに行くか、市ホームページからダウンロードし、すべての書類を申込期間中に申込園に提出してください。
- ① 保育園・認定こども園等入園申込書
- ② 教育・保育給付認定申請書
- ③ 2次申込み意向調査票
- ④ 各種証明書類（P10・申込み前にご準備ください）
- ・ 提出される際は、同居家族のマイナンバーの確認を行いますので、同居家族全員のマイナンバーがわかるものを持参してください。

選考・入園調整（1月末～2月初旬）

- ・ 申込多数の場合、選考となります。
- ・ 保育所利用調整基準（市ホームページ参照）により、保育が必要な状況を総合的に判断します。（申込内容の確認をする場合があります）
- ・ 申込園に選考漏れしたかたは、第2～6希望園に利用調整されることがあります。
- ・ 選考の結果通知は、2月初旬頃に申込者全員に送付します。

面接（2月中旬）

面接時の持ち物

- ・ 児童の健康状況等調査票（※）
- ・ 同居家族全員のマイナンバーがわかるもの
- ・ 母子健康手帳

面接の注意点

- ・ 入園予定となったかたは各園で面接を行いますので、必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。
- ・ 期日までに面接が実施できない場合は、入園予定が取消しとなります。
- ・ 提出いただいた書類等を参考に、世帯の状況、保育が必要な状況及び児童の発達状況等を確認します。
- （※）・ 選考の結果通知に同封されています。面接時までに、記入をしたうえで持参してください。
- ・ 市のホームページからもダウンロードできます。

入園決定（3月上旬頃）

- ・ 入園が決定したかたに、市から保護者宛に3月上旬頃「支給認定証」、「入所（園）承諾書」を交付します。

▶年度途中入園について

- ・ 原則、**電子での申込**となります。
- ・ 育児休業からの復帰で申込みされるかたについては、入園月末日までに復帰する場合、申込みができます。ただし3～5歳児に限り、就園中に育児休業が終了し復帰する場合は、復帰時期を問わず入園の申込みができます。
- ・ 市内の保育園・こども園に在園又は入園決定しており、転園を希望する場合も申込みできます（入園決定後速やかに在籍園へ退園届を提出する必要があります）。

▶年度途中入園の流れ

申込期間：入園希望月の前々月の初旬～中旬

- ・ 入園月の前々月の5日頃に、入園月の各園の「空き状況一覧」を市ホームページに公表します。
- ・ 申込みのフォームは、市ホームページに掲載します（右QRコードから）。
- ・ 各種証明書類（P10）を準備した状態でスマートフォンやパソコン等から申込みをしてください。
- ・ 申込みできるのは1園のみですが、第3希望まで選択することができます。
- ・ 申込期間外での申請は受付できません。



（市ホームページ）

電子での申込みができない場合

- ・ 希望する園に以下の書類を取りに行くか、市ホームページからダウンロードし、すべての書類を申込期間中に申込園に提出してください。
- ① 保育園・認定こども園等入園申込書
- ② 教育・保育給付認定申請書
- ③ 意向調査票
- ④ 各種証明書類（P10・申込み前にご準備ください）
- ・ 提出される際は、同居家族のマイナンバーの確認を行いますので、同居家族全員のマイナンバーがわかるものを持参してください。

選考・入園調整

- 
- ・申込多数の場合、選考となります。
 - ・保育所利用調整基準（市ホームページ参照）により、保育が必要な状況を総合的に判断します（申込内容の確認をする場合があります）。
 - ・申込園に選考漏れしたかたは、第２・３希望園に利用調整されることがあります。
 - ・選考の結果通知は、入園前月の初旬頃に申込者全員に送付します。

面接（入園前月中旬まで）

面接時の持ち物

- 
- ・児童の健康状況等調査票（※）
 - ・同居家族全員のマイナンバーがわかるもの（紙での申込みの場合は不要）
 - ・母子健康手帳

面接の注意点

- ・入園予定となったかたは各園で対面での面接を行いますので、必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。
- ・期日までに面接が実施できない場合は、入園予定が取消しとなります。
- ・提出いただいた書類等を参考に世帯の状況、保育が必要な状況及び児童の発達状況等を確認します。
- （※）・選考の結果通知に同封されています。面接時まで、記入をしたうえで持参してください。
- ・市のホームページからもダウンロードできます。

入園決定

- ・入園が決定したかたに、入園前月２５日頃に「支給認定証」、「入所（園）承諾書」を交付します。

▶その他の注意事項等

＜申込みについて＞

- ・複数園申込みされた場合は無効となることがあります。
- ・申込後に、就労時間の変更等、保育が必要な事由の内容に変更があった場合、入園の申込が無効、または利用調整の見直しによる入園予定の取消しとなることがあります。

＜育児休業からの復帰について＞

- ・就労（育児休業からの復帰のかた）の事由で申し込みの場合、入園月に就労に復帰していただく必要があります。復帰後、速やかに就労証明書を提出してください。

＜認可外保育施設、企業主導型保育施設等を利用されているかたへ＞

- ・認可外保育施設、企業主導型保育施設等を利用されているかたは、保育園入園月以降は無償化の対象外となります。（例：４月１日に保育園入園が決定していて、入園式前日まで認可外保育施設を利用する場合、４月の認定外保育施設利用分の保育料は全額自費負担となります。）

■入園申込みに必要な書類

4月1日入園と年度途中入園で、申込期間が異なります。必要書類がすべて揃っていない場合は申込みできません。

	電子申請	電子申請ができない場合
保育園・認定こども園等 入園申込書	申込フォームに入力	園に提出
教育・保育給付認定申請書		
意向調査票		
児童の健康状況等調査票	面接時に園に提出	面接時に園に提出
各種証明書類（下表参照）	申込フォームにデータ添付	園に提出

保育を必要とする事由		証 明 書 類
就 労	外勤	就労証明書（※）
	法人の代表者	就労証明書と直近の源泉徴収票の写し （設立から1年未満で源泉徴収票がない場合は法人の設立届出書の写し）
	個人事業主	就労証明書と直近の確定申告書第1表第2表の写し （開業後1年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し）
	専従者	就労証明書と事業主の直近の確定申告書第1表第2表の写し （届出後1年未満で確定申告書に記載がない場合、青色事業専従者給与に関する届出書の写し）
	親族の事業に従事	就労証明書と直近の給与明細の写し（事業所名の記入があるもの）
	内職	就労証明書と直近3か月分の給与明細の写し
	農業	就労証明書と直近の確定申告書第1表第2表の写し （開業後1年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し）
産前産後		就労外申立書 （提出の際、母子健康手帳又は出産（予定）証明書の提示が必要です）
保護者の疾病・障がい		就労外申立書と医師等の作成した、家庭での保育ができない旨の書かれた診断書等 （内容によっては入園基準に合わず、入園できない場合があります。）
同居親族等の介護・看護		就労外申立書と医師等の作成した、常時介護・看護が必要な旨の書かれた診断書等 （内容によっては入園基準に合わず、入園できない場合があります。）
就学		就労外申立書と在学証明書とカリキュラム等
保護者の育児休業		就労証明書、もしくは会社が発行した育児休業の通知の写し
災害復旧		就労外申立書と罹災（りさい）証明書
求職活動		求職活動申立書

1次申込（4月1日新規入園）期間	令和7年9月17日(水)午前10時～令和7年9月26日(金)午後4時
2次申込(4月1日新規入園)期間	1月初旬～中旬
年度途中入園申込期間	入園希望月の前々月の初旬～中旬

- （※）・申込後入園月の末日までに転職を予定されているかたは、現在の職場の就労証明書に加え、退職（予定）証明書と転職先の就労証明書を提出してください（1次申込みににおける注意事項：P6）。
- ・申込時に未就労であり、内定のみ決まっている場合は、内定先の就労証明書を提出してください。

＜収入・税額の確認ができる資料＞

以下の（１）～（３）に当てはまる場合は、収入・税額の確認ができる資料を面接時に提出してください（いずれの場合にも該当しないかたは提出不要です）。

（１）令和７年１月１日現在の住所が国外のかた

令和６年分自己申述書を提出してください（様式は各園でお渡しします）。

（２）令和８年１月１日現在の住所が国外のかた

令和７年分自己申述書を提出してください（様式は各園でお渡しします）。

（３）教育・保育給付認定申請書にマイナンバーの記入がないかた

所得（課税）証明書等の税資料を提出してください。

■保育料等の利用者負担額について

保育にかかる経費の一部を各家庭で負担していただきます。

▶保育料等の利用者負担額の決定

- ・ 保育園、認定こども園を利用する３～５歳児クラスまでの全てのお子さん、及び市町村民税非課税世帯の０～２歳児クラスまでのお子さんは無償化の対象となります。（延長保育料は対象外です。）
- ・ 保育料は、保護者（父・母）又は同居の祖父母の市町村民税の額に応じて決定します。（保育料等一覧表：P 12・13）
- ・ 令和８年４～８月分の保育料については、令和７年度市町村民税の額から決定し、保育園から通知します。９月以降の保育料について、令和８年度市町村民税の額から決定し、保育園から通知します。
- ・ 前年に所得がなかった場合でも、税法上の被扶養者でないかたは、申告が必要となります。市民税課（東庁舎３階）で申告してください。
- ・ 「利用者負担額決定通知書」は入園月中旬頃にお渡しします。

▶保育料等の納入について

- ・ 保育料等は毎月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座振替または納付書により納入していただきます。
- ・ 私立認定こども園・小規模保育事業所の保育料等は園が徴収するため、納入日は各園に確認してください。
- ・ 保育料等を滞納されると退園していただく場合があります。

▶その他

- ・ お休みによる保育料の減免はありません。
- ・ ３～５歳児クラスのお子さんは給食費が必要となります（公立保育園は保育料と同様の納入方法で市が徴収し、私立保育園は各園が徴収します。）
- ・ 保育料とは別に保育園ごとに教材費実費等が必要となる場合があります。

■保育料等一覧表

- ・年齢区分はクラス年齢（クラス年齢早見表：P 1）で算定します。年度途中で年齢が変わっても保育料等は変わりません。
- ・私立こども園の保育時間・給食費・延長保育料等は、保育園と異なります。各園にお問合せください。

1 一般保育料等利用者負担額（0・1・2歳児クラス）（※1）

階 層 区 分		金額（月額 単位：円）		
		保育短時間 （午前8時～午後4時）	保育標準時間① （午前8時～午後5時30分）	保育標準時間② （午前7時～午後6時）
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税の非課税世帯	0	0	0
C	市町村民税の所得割が非課税である世帯（均等割りのみ課税）	7,700	8,700	9,700
D0	市町村民税の所得割額が48,000円未満の世帯	9,300	10,300	11,300
D1	" 48,000円以上 64,000円未満の世帯	11,600	12,600	13,600
D2	" 64,000円以上 83,000円未満の世帯	16,500	17,500	18,500
D3	" 83,000円以上 115,000円未満の世帯	21,200	22,200	23,200
D4	" 115,000円以上 141,000円未満の世帯	27,100	28,100	29,100
D5	" 141,000円以上 170,000円未満の世帯	33,000	34,000	35,000
D6	" 170,000円以上 208,000円未満の世帯	40,400	41,400	42,400
D7	" 208,000円以上 330,000円未満の世帯	45,400	46,400	47,400
D8	" 330,000円以上の世帯	48,000	49,000	50,000

（※1）月途中で退所された場合は、規定により日割となります。

2 給食費（3・4・5歳児クラス）（※1）

階 層 区 分			小学校就学前の子どもの中で	
			第 1 子・第 2 子	第 3 子以降
A ～ D 1	市町村民税の所得割が 6 4 , 0 0 0 円未満の世帯		7 8 0 円/月 (主食費：7 8 0 円/月、副食費：免除)	
D 2 階層	6 4 , 0 0 0 円～ 8 3 , 0 0 0 円 未満の世帯	各種手当等 (※ 2) 受給世帯		
		上記以外の世帯	5 , 9 4 0 円/月 (主食費：7 8 0 円/月、 副食費：5 , 1 6 0 円/月)	
D 3 ～ D 8 階層	8 3 , 0 0 0 円以上の世帯			

（※1）令和7年7月時点の利用者負担額です。給食費については、実費を徴収する関係上、金額を変更することがあります。

（※2）P14の（ア）～（ウ）に該当する世帯です。

3 延長保育料

利用されるかたは、一般保育料に次の金額が加算されます（A、B階層の世帯は延長保育料を徴収しません）。

○保育短時間認定の場合

区 分	保育時間	金額（月額 単位：円）
延長Aコース	午前8時～午後5時30分（平日のみ）	1,000
延長Bコース	午前7時～午後6時（平日及び土曜日）	2,000
延長Cコース	午前7時～午後7時（平日及び土曜日）	3,000

○保育標準時間②の認定の場合（延長保育が必要な場合は保育標準時間①の認定になることはありません）。

区 分	保育時間	金額（月額 単位：円）
延長Dコース	午前7時～午後7時（平日及び土曜日）	1,000

4 保育料・給食費算定の切替時期

期（月） 保育料等の 算定の基礎となるもの	令和8年4月～8月	令和8年9月～令和9年3月
市町村民税	令和7年度分 （令和6年1月～12月の 所得にかかる市町村民税）	令和8年度分 （令和7年1月～12月の 所得にかかる市町村民税）

5 階層区分

- ・階層については5月・6月頃に市町村が送付（特別徴収のかたは職場を通じて配布）する市民税・県民税の決定通知書又は課税証明書（控除額の記載があるもの）でご確認いただけます。修正申告等された場合は、最新のものとご確認ください。
- ・市町村民税額は配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等をする前の額となります。
- ・市町村民税が課税されていないかた、未申告のかたは通知がありません。

■保育料の軽減について

▶お子さんの属する世帯がC～D 2階層の場合、次の表のとおり保育料が軽減されます。

対象	C～D 2階層
第1子	(ア)～(ウ)に該当するとき 0～2歳児 2,000円
第2子以降	(ア)～(ウ)に該当するとき 無 料

(ア) 保護者が児童扶養手当、遺児手当又は母子家庭等医療費助成を受けている世帯

(イ) 身体障がい者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けているかたのいる世帯

(ウ) 特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金又はこれに準ずる年金の支給を受けているかたのいる世帯

▶きょうだいが同時入園している場合の保育料軽減について（延長保育料の軽減はありません。）

①同一世帯から複数のお子さんが保育園に同時に入園している場合に、年齢が下のお子さんの保育料が軽減されます。

②同一世帯から複数のお子さんが保育園と幼稚園等を同時利用している場合、保育園に入園している年齢が下のお子さんの保育料が軽減されます。

※ 幼稚園等とは、市内・市外問わない幼稚園（3歳の誕生日～対象）、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部、障がい児通所支援事業所をいいます。

※ ②について「幼稚園の同時利用による保育園料金軽減申出書」の提出が必要となります。

※ 幼稚園料金については幼稚園にお問合せください。

※ 兄が保育園に通園、妹が幼稚園に通園の場合は、保育園保育料の軽減対象になりません。

対象	保育料
最も年齢の高い子ども	保育料一覧表の額
次に年齢の高い子ども	保育料一覧表の半額
その他の子ども	無 料

▶第3子の保育料軽減について（延長保育料の軽減はありません。）

18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子さんを3人以上養育している世帯で、第3子以降の0・1・2歳児（クラス年齢早見表：P1）が保育園に入園している場合は保育料が軽減されます。

保育料階層区分	保育料
D2～D5階層	無 料
D6～D8階層	保育料一覧表の半額

▶多子世帯の保育料軽減について（延長保育料の軽減はありません。）

複数のお子さんを養育しているC～D 1階層の世帯は、お子さんに年齢に関わらず保育料が軽減されます。

対象	保育料
第1子	保育料一覧表の額
第2子	保育料一覧表の半額
第3子以降	無 料

■ 保育園等一覧表

区域	園名		区分	TEL	所 在 地	開所時間
中央区域（一号線の北）	井田保育園	IDA	公立	0564-21-5695	井田町1丁目109番地7	○
	稲熊保育園	INAGUMA	公立	0564-21-5018	稲熊町字宮下59番地	◎
	梅園こども園（※1）	UMEZONO	公立こ	0564-22-0469	梅園町字2丁目6番地1	○
	城北保育園	JOHOKU	公立	0564-23-5600	八帖北町4番地9	◎
	燕ヶ丘保育園	TSUBAMEGAOKA	私立	0564-21-2758	中町字野添25番地19	◎
	じぶんみらい保育園日名南（※2）	JIBUMIRAI	小規模	0564-64-1745	日名南町21番地8	◎
	常磐保育園	TOKIWA	公立	0564-46-2208	滝町字入ノ谷3番地4	◎
	八帖保育園	HATCHO	公立	0564-23-2911	八帖北町21番地1	◎
	広幡こども園（※1）	HIROHATA	公立こ	0564-21-3723	広幡町11番地4	○
	元能見保育園	MOTONOMI	私立	0564-22-6395	元能見町152番地1	◎
	八十塚保育園	YASOZUKA	私立	0564-21-4857	鴨田町字南魂場2番地1	◎
	るんにー保育園	RUMBINI	私立	0564-21-8526	能見通1丁目93番地	◎
中央区域（一号線の南）	エンジェルキッズ竜美丘園（※2）	ENJIERUKIZZU	小規模	0564-73-6675	明大寺町字荒井29番地3 明大寺町力ネロク竜美丘2階	◎
	大西保育園	ONISHI	公立	0564-21-5509	大西一丁目5番地	◎
	奈良井保育園	NARAI	公立	0564-53-7366	竜美南二丁目8番地1	◎
	根石保育園	NEISHI	公立	0564-22-4237	栄町4丁目130番地1	◎
	六名保育園	MUTSUNA	私立	0564-51-5439	六名二丁目9番地3	◎
	六名南保育園	MUTUNAMINAMI	公立	0564-52-4100	六名南二丁目7番地7	◎
	明德保育園	MEITOKU	私立	0564-22-0474	明大寺本町3丁目33番地	◎
岡崎区域	浄華保育園	JOKE	私立	0564-64-7770	若松町字西之切47番地2	◎
	白鳩保育園	SHIROHATO	私立	0564-51-5035	針崎町字朱印地3番地	◎
	南部乳児保育園（※2）	NAMBUNYUJI	公立	0564-55-0415	羽根西新町5番地3	◎
	福岡保育園	FUKUOKA	公立	0564-51-9117	上地町字丸根47番地2	◎
	福岡南保育園	FUKUOKAMINAMI	公立	0564-51-9144	福岡町字下高須38番地	◎
	みやこ幼稚園	MIYAKO	私立こ	0564-53-0161	上地町字道ノ後30番地	□
	みなみ保育園	MINAMI	私立	0564-51-3352	戸崎町字壺丁田51番地	◎
	若松保育園	WAKAMATSU	公立	0564-51-7131	若松東二丁目1番地1	◎
	北野保育園	KITANO	公立	0564-31-4575	北野町字山下71番地1	◎
矢作区域	島坂保育園	SHIMASAKA	公立	0564-31-6000	島坂町字川田55番地1	○
	中園保育園	NAKAZONO	公立	0564-31-2783	中園町字大工29番地1	○
	矢作こども園（※1）	YAHAGI (KODOMOEN)	公立こ	0564-31-3536	矢作町字西河原49番地	○
	矢作保育園	YAHAGI	私立	0564-31-2354	矢作町字馬場4番地	◎
	矢作西保育園	YAHAGINISHI	公立	0564-31-5502	西本郷町和志山1番地4	○
	矢作南保育園	YAHAGIMINAMI	公立	0564-31-5277	大和町字中切29番地1	◎
	やはぎみやこ認定こども園	YAHAGIMYAKO	私立こ	0564-32-8100	富永町字平田10番地1	□
	渡保育園	WATARI	私立	0564-32-2477	渡町字善国寺35番地2	◎
	岩津保育園	IWAZU	私立	0564-45-5525	岩津町字東山29番地2	◎
岩津区域	岩松保育園	IWAMATSU	公立	0564-45-3532	奥殿町字根屋敷11番地	○
	大樹寺保育園	DAIJUJI	公立	0564-22-5144	鴨田町字広元14番地1	◎
	大門保育園	DAIMON	私立	0564-24-6402	大門四丁目4番地2	◎
	百々保育園	DODO	公立	0564-22-2076	河原町15番地1	◎
	はな保育室かみさと（※2）	HANA	小規模	0564-64-2310	上里二丁目14番地18	◎
	細川保育園	HOSOKAWA	公立	0564-45-2501	細川町字長原47番地6	◎
	岡保育園	OKA	私立	0564-51-2795	岡町字大谷口7番地1	◎
	男川保育園	OTOGAWA	私立	0564-24-6651	丸山町字ハサマ17番地2	◎
	たつみ幼稚園	TATSUMI	私立こ	0564-53-0250	緑丘1丁目2番地3	◇
大平区域	秦梨保育園	HADANASHI	私立	0564-47-2222	秦梨町字遠行24番地	◎
	美合保育園	MAI	私立	0564-51-2305	美合町字平地4番地	◎
	緑丘保育園	MIDORIGAOKA	公立	0564-53-9617	緑丘三丁目5番地3	◎
	中島保育園	NAKAJIMA	私立	0564-43-4648	中島町字町後86番地	◎
	むつみ保育園	MUTSUMI	私立	0564-52-9359	法性寺町字色子16番地	◎
	むつみ北保育園	MUTSUMIKITA	私立	0564-52-2667	土井町字柳ヶ坪8番地	◎
	六ツ美中保育園	MUTSUMINAKA	公立	0564-43-2660	下青野町字祐知35番地	○
六ツ美区域	六ツ美西保育園	MUTUMINISHI	公立	0564-52-1492	中之郷町字元山乙21番地5	◎
	六ツ美南保育園	MUTUMINAMI	公立	0564-43-2645	中島東町二丁目4番地	○
	藤川保育園	FUJIKAWA	公立	0564-48-2034	藤川谷3丁目1番地5	◎
	本宿保育園	MOTOJUKU	公立	0564-48-2654	本宿町字丸山腰17番地	◎
	山中保育園	YAMANAKA	公立	0564-48-2113	舞木町字向市場60番地	◎
	竜谷保育園	RYUGAI	公立	0564-52-4105	竜泉寺町字笹口5番地	○
東部・額田区域	形埜保育園	KATANO	公立こ	0564-84-2031	桜形町字東田5番地1	◎
	下山保育園（※3）	SHIMOYAMA	公立	0564-84-2860	保久町字中村70番地1	○
	豊富保育園	TOYOTOMI	公立こ	0564-82-3039	檜山町字西原98番地2	◎
	宮崎保育園	MIYAZAKI	公立	0564-83-2370	石原町字淀野21番地	○

（※1）3歳児以上対象 （※2）3歳未満児のみ対象

（※3）現在休園中のため、入園を希望する場合は保育課（23-7230）へお問い合わせください。

なお、令和8年4月入園希望者が一定数に満たない場合、引き続き休園となる予定です。

区分	公立、私立	公立保育園、私立保育園
	公立こ	公立認定こども園
	私立こ	私立認定こども園
	小規模	小規模保育事業所

開園時間	○マーク	午前8時～午後5時30分（平日）
		午後8時～午後0時30分（土曜日）
	◎マーク	午前7時～午後7時（平日及び土曜日）
	□マーク	午前7時30分～午後6時30分（平日及び土曜日）
	◇マーク	午前7時30分～午後7時（平日及び土曜日）

■入園後の手続き

▶現況届の提出

保育が必要な事由に引き続き該当していることを確認するために、年に1回（10月～11月）保育園への入園理由を証する書類（就労証明書、診断書等）を提出していただきます。

▶変更届など

次に該当する場合は、速やかに保育園へ届出をしてください。（各種様式は、保育園にあります。保育料に関わる届出については届出提出後翌月から変更となります。）

変更内容	必要な手続き
家庭で保育が可能となった場合	保育園を退園となりますので、「保育園又は認定こども園 退園・入園申込辞退届」を提出してください。
仕事を辞めた場合	認定変更又は保育園を退園となります。「教育・保育給付認定変更申請書」又は「保育園又は認定こども園 退園・入園申込辞退届」を提出してください。
市内で転居した場合	「教育・保育給付認定変更申請書」（住所変更）を提出してください。
市外に転出した場合	保育園を退園となりますので、「保育園又は認定こども園 退園・入園申込辞退届」を提出してください。
家庭状況に変更があった場合 （出産・死亡・結婚・離婚等）	「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。別途書類の提出が必要になる場合もあります。
保護者がひとり親の手当等受給、または在宅障がい者のいる世帯となった（でなくなった）場合	「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。
保育料口座振替納付の開始・中止・口座変更をする場合	保育園の場合は「岡崎市口座振替届」を園で受け取り、金融機関へ提出してください。開始には1・2か月かかる場合があります。 私立認定こども園・小規模保育事業所の場合は各施設にお問合せください。
市町村民税の修正申告等により税額が変更した場合	保育料が変更になる場合がありますので、保育課に申し出てください（変更は申し出があった翌月から）。
就労先を変更したが、保育が必要な状況は変わらない場合	「就労証明書」を提出してください。
承諾期間を満了したが、引き続き同じ理由で入園が必要な場合（看護が続いている場合）	継続している理由がわかる書類（診断書等）を提出してください。
就労予定であったが、就労を開始した場合	「教育・保育給付認定変更申請書」と「就労証明書」を提出してください。
就労等で入園しているが、母親が出産を控え、産前産後も保育を必要とする場合（育児休業を取得する場合）	産前産後各8週間（多胎妊娠の場合は産前14週）を保育が必要な状況として保育園への継続在籍が可能です。「就労外申立書」（提出の際、母子健康手帳又は出産（予定）証明書の提示が必要です。）を提出してください。その後、育児休業を取得する場合は、継続入園ができない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、保育園又は保育課にお問合せください。

■子育て支援センターのご案内

岡崎市総合子育て支援センター

- 場 所 岡崎市八帖北町4番地9（城北保育園3階）
- 電 話 0564-26-0706
- 開設日 月～土曜日 午前9時30分～午後4時
（祝日を除く）
- 事業内容

育児相談等電話受付（すくすくテレホン）
月～土曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

利用者支援事業・育児相談
すくすくテレホン（電話相談）、来所相談、手紙・FAX相談、出張相談（地域交流センター） ・育児や就園について保育コンシェルジュ等が相談を受けています。

情報の提供	子育て講座の開催
子育て情報紙「すくすく」毎月発行 配布場所：各子育て支援センター・市役所 保健所・市民センター・リぶら他	詳しくは、子育て情報紙「すくすく」又は 岡崎市ホームページで（「すくすく」で検索） お知らせします。

サークル育成・支援	子育て人材バンク
友だち作りをしたい！悩みを聞いてほしい！ おしゃべりを楽しみたい！そんなお母さんたちが 集まって“サークル”を作っています。 関心のあるかたはご連絡ください。	絵本の読み聞かせ、人形劇、手遊び等の子育てに 関する技能や知識を活かしたいかたはご登録く ださい。派遣が必要な場合もお問合せください。

申込みが不要の催しもありますので、ぜひ遊びに来てください。

初めてママのためのひろば	詳細は総合子育て支援センターまで お問合せください。 TEL 26-0706
パパのためのひろば	
ようこそ岡崎～転入ママの集い～	

地区子育て支援センター

●事業案内

地域で安心して子育てができるよう、気軽に集い一緒に遊びながら交流できる場です。

各地区子育て支援センターには専用のプレイルームがあり、園庭の一部（各地区子育て支援センターで異なる）で遊ぶことができます。

また、「初めてママのためのひろば」やミニ講座を実施しています。

利用方法等詳細は、各実施園にお問合せください。

●開設日

月～金曜日（祝日を除く）

相談受付：午前8時30分～午後3時30分

●実施園情報

実施園	住 所	TEL	遊びの実施日	プレイルーム利用時間
岩松保育園	奥殿町字根屋敷11	45-1488	月・火・木	午前9時30分～午後2時30分
六ツ美中保育園	下青野町字祐知35	43-0841	月・水・金	
竜谷保育園	竜泉寺町字笹口5	52-5455	月・火・木	
島坂保育園	島坂町字川田55-1	31-6766	月・水・金	
豊富保育園	檜山町字西原98-2	82-4888	月・水・金	

よくあるQ&A

学区以外の
保育園に入園する
ことができますか？

市内の保育園であれば、どこの保育園でも入園可能です。例えば、家の近くではなく、職場に近い保育園に入園するかたもいます。

食物アレルギーへの
対応は
できますか？

医師の診断書が必要です。除去食の提供にあたっては、各園の状況により、弁当の持参となる場合もあります。詳しくは、保育園へお問合せください。

祖父母と同居してい
ますが、保育料の算定の
対象となりますか？

保護者（父・母）に市町村民税の課税があれば、祖父母は算定の対象となりません。ただし、保護者に市町村民税の課税がない場合は、祖父母の市町村民税の額が算定の対象となります。

ひとり親家庭ですが
保育料の免除は
ありますか？

ひとり親家庭についても保護者の税額を保育料一覧表に当てはめて決定されます。ただしC～D2階層に該当する場合には保育料が減免になる場合があります。（保育料の軽減について：P14）

公立と私立の
保育園の違いは
ありますか？

保育料は、公立・私立とも同じです。また、保育内容についても地域の特色や保育園の伝統等により違いはありますが、基本的には同じです。

仕事が休みの日に保育園・こども園等
を利用することはできますか？

原則として、保育の必要がない日の利用はできません。ただし、保護者が仕事以外の理由（通院や育児疲れ等）で保育ができない場合は、保育園・こども園等に相談の上利用することができます。また、年少以上の子どもについては、集団生活を継続する観点から、保育園・こども園を利用することができます。いずれの場合も、利用時間は午前8時から午後4時までとします。

軽い障がいがありますが
入園する保育園は
ありますか？

おおむね3歳以上の中・軽度の障がい児保育を実施しています。総合子育て支援センターやこども発達相談センターに事前にご相談ください。集団保育が可能であるかを検討し、入園の可否を決定します。入園可能なかたでも希望保育園以外に入園していただく場合があります。

病み上がりの子どもを
預けることはできますか？

八帖保育園及び岡崎げんき館、病児・病後児保育室モンタミアで病気の回復期にある乳幼児をお預かりする病後児保育事業を実施しています。

詳しくは総合子育て支援センター（0564-23-2931）又は岡崎げんき館（0564-65-3800）、病児・病後児保育室モンタミア（090-1277-1000）にお問合せください。

保育利用時間はどのように
決まりますか？

保育必要量の認定により、保育時間が異なります。認定区分にかかわらず、午前8時～午後4時を原則とし、実際の保育利用時間については、就労時間等、保育が必要な時間に応じて、決めさせていただきます。

お問合せ先

岡崎市こども部 保育課

福祉会館 3 階

T E L . 0 5 6 4 - 2 3 - 6 1 4 4 F A X . 0 5 6 4 - 2 3 - 6 5 4 0